
第3回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

令和7年6月3日(火曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月3日 午前9時開会

- | | |
|---------|------------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
| 日 程 第 9 | 教育環境基本計画検討特別委員会付託事項の報告 |
-

本日の会議に付した事件

- | | |
|---------|------------------------|
| 日 程 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日 程 第 2 | 会期の決定 |
| 日 程 第 3 | 諸般の報告 |
| 日 程 第 4 | 町長提出議案上程 |
| 日 程 第 5 | 町長行政報告 |
| 日 程 第 6 | 提案理由の詳細説明 |
| 日 程 第 7 | 質疑 |
| 日 程 第 8 | 委員会付託 |
| 日 程 第 9 | 教育環境基本計画検討特別委員会付託事項の報告 |
-

出席議員(10名)

- | | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 早 樋 徹 雄 | 2 番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3 番 | 熊 谷 兼 樹 | 4 番 | 内 藤 眞 一 |
| 5 番 | 高 橋 英 次 | 6 番 | 安 部 誠 也 |
| 7 番 | 景 山 登 美 男 | 8 番 | 安 部 丘 |
| 9 番 | 平 石 玲 児 | 10 番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 藤原 一也 書 記 渡邊 信太郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	曾 田 卓 文
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	永 井 あ け み	防災危機管理室長	田 村 剛
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	住 民 課 長	野 津 史 昭
保 健 福 祉 課 長	安 部 農	福 祉 事 務 所 長	門 脇 貴 子
産 業 振 興 課 長	深 石 尚 志	産業振興課総括監	本 間 康 浩
建 設 課 長	森 山 篤	基 幹 支 所 長	渡 邊 博 司
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	高 木 ゆ か り
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回飯南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、8番、安部丘議員、9番、平石玲児議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月29日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。おはようございます。

5月29日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から6月13日までの11日間といたします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。4日と5日は休会とし、6日に本会議を再開し、一般質問を行います。7日と8日は休会とします。9日から12日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。最終日13日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い閉会といたします。以上であります。

すみません。訂正します。先ほど各常任委員会及び予算特別委員会での審査について10日から12日までと発言しましたが、正しくは9日から12日まででありますのでご訂正をお願いします。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日6月3日から13日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月3日から13日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、3月27日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会での概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案は全て可決されております。

なお、これらの関係書類につきましては、事務局に提示してありますので、ご覧ください。

次に、現金出納検査結果報告をいたします。監査委員から3月定例議会以降、本日まで実施されました現金出納検査の結果報告がありました。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、去る5月29日、令和7年4月期の現金出納検査を執行し、その結果を議長あてに提出いたしておりますので、現金出納検査報告書を朗読して報告にかえたいと思います。

飯 監 第 3 号
令和7年5月29日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男
飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和7年4月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

1. 飯南町の令和7年4月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認められる。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

収支月計報告書につきましては、別紙添付をいたしております。朗読は省略いたしますので、ご覧いただきたいと思います。以上で、報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第1号から報告第5号及び承認第2号から議案第49号までの21議案、及び議会運営委員会から提出されました発委第2号、及び発委第3号を一括上程いたします。

日程第5 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和7年第3回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、4月1日に国土交通省から「国道54号赤名トンネル改修」が、令和7年度新規事業として予算化されたとの発表がありました。

老朽化の進む赤名トンネルの改修につきましては、本町として幾度となく要望をしてきた中で、昨年1月に沿線の三次市、松江市、雲南市の賛同を得て、国道54号（三次～松江間）改良促進期成同盟会を設立しました。その後、4市町が一緒になって精力的に要望活動を継続して行う中で、事業化が実現したものであります。

今年度は、夏以降に現地の調査及び設計がなされることとなっており、本町としましても、長年の悲願を達成するため国及び地元住民との調整を図り、事業の進捗に協力をしてまいります。

次に、物価高に対する国の支援対策についてであります。

昨年度は、6月からの「定額減税」、8月からは定額減税しきれない額を給付する「調整給付金」の給付を行いました。それぞれの算定に用いた推計所得税額は、令和5年分所得税額を基準にしたものでしたが、このたび、令和6年分の所得税額等が確定いたしました。

これに伴う算定により、本来給付すべき額と給付済みの調整給付額の間で不足が生じ

る方に対し、その差額を「不足額給付」として給付するための準備を進めています。
総額では、2千6百万円となる見込みであり、対象者に来月中旬から順次通知する予定
であります。

それでは、今年度からスタートしました第3次飯南町総合振興計画の政策分野にもと
づき、主要な施策について申し上げます。

最初に、「創造力のある未来の人づくり」子育て・教育・文化についてであります。

はじめに、飯南町教育環境基本計画についてであります。

今後の小中学校のあり方について方向性を定める飯南町教育環境基本計画につきまし
ては、2月に素案をお示ししましたが、3月議会定例会において、その内容や進め方
について様々なご意見があり、議会において教育環境基本計画検討特別委員会が設置され、
また計画の策定及び改廃については、議決案件とする条例が制定されました。

現在、議会特別委員会において計画の内容について審査が行われておりますが、私と
しましては、この計画が議決案件となったことを重く受け止めております。

議会特別委員会における審査意見を踏まえて議会と十分な協議を行いたいと考えてお
り、計画の見直しや今後の説明会の進め方などについて再検討するため、本定例会の補
正予算に所要額を計上しております。

次に、魅力ある教育の推進についてであります。

頓原中学校におきましては、この度「令和7年度リーディングDXスクール事業」の
認定校となりました。これは、GIGAスクール構想の全国的な普及を目的として、一
人1台タブレット端末を活用した効果的な授業を実践している学校に対し、国が認定す
るものであります。

認定校は、国が派遣する「学校DX戦略アドバイザー」の指導を受けることが可能と
なることから、頓原中学校の取組を町内の小中学校に広げることで、本町の進める教育
の情報化を加速させることができるものと期待しております。

また、島根県が今年度より実施する「LD（学習障がい）のある子どもの多様な学び
推進事業」の指定を受け、通常の学級に在籍する、学びにくさのある小学校児童の教育
的ニーズに応じた支援体制の充実を図ります。

この事業により、県のLD支援アドバイザーの指導助言や研修への参加など、個々の
状況に応じた学びのサポートにつなげてまいります。

飯南高校におきましては、3月末に開催された、鳥取大学医学部附属病院及びBSS
山陰放送が主催する「第6回発明楽コンテスト」において、飯南高校の生徒が「発明楽
大賞」を受賞し、生徒たちの考案した「定植器で農家を救え！メロン用定植器」が特許
出願されるという快挙を果たしました。

これは、本町の教育の柱である保小中高一貫教育、また、生命地域教育で育まれた課

題解決力や発信力の成果であり、大変うれしく思っています。

このように保小中高一貫教育、教育の情報化、多様な教育ニーズへの対応など、飯南町ならではの魅力ある教育を、より一層推進してまいります。

次に、みらい人材育成事業についてであります。

先月29日から30日にかけて、本町の児童生徒と島根大学に短期留学しているアメリカのミシガン州立大学の留学生が、交流事業を行いました。

当日は飯南高校、赤来中学校、来島小学校の子どもたちが外国語活動やICT授業の体験を行い、一緒に学校給食をいただき、教室の掃除をするなど、留学生との交流を深めることができました。

また、留学生には、しめ縄や森林セラピー体験で本町の魅力も感じていただき、こうした交流事業をきっかけとして、本町の子どもたちが異文化や多様性を肌で感じ、視野の広い人材の育成につながることを期待しております。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

昨年度は、今まで案内等を行っていなかった三次市等の近隣市町の中学校に出向いて、生徒募集を行い、例年より早い段階での学校説明会を開催するなど、新たな取組も実施いたしました。

その結果、今年度の入学生は63名となり、そのうち県外からの入学生は11名でした。これにより、全校生徒数は166名で、町内生69名に対して町外生97名、町外生の内訳は県外21名、県内76名となりました。

今年度は、高校2年生の1年間に限定した留学制度である「地域高2留学」への参画により飯南高校の更なる魅力化を図りたいと考えていますが、高校と地域・社会・行政との連携により、安定的な生徒数の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、「誇れる産業と仕事づくり」産業振興についてであります。

はじめに、水田農業の振興についてであります。

水稻につきましては、政府が備蓄米の放出方式を「出荷業者による入札」から「随意契約による小売業者への直接販売」に転換しました。全国的には、先月31日に複数の小売店で5キロ2千円程度での店頭販売が開始され、各店舗には購入希望者で長蛇の列ができ、短時間で売り切れる状況であったようです。

このような動きは、消費者にとってはうれしい反面、一方で生産者にとっては、肥料代や燃料代の高騰が続く中、生産コストに見合った米価の維持が必要です。

JAしまねでは、令和7年産米の概算金の最低保証額を、コシヒカリ1等60キロ当たり2万1千円とされました。令和6年産米の概算金より4千2百円高く、2万円越えは31年ぶりとなりました。

コストに見合った適正な価格を早期に提示されたことで、確実な集荷に繋がることを

期待し、併せて農業者が継続して米作りを行っていただけるものと思っております。

次に、園芸の振興についてであります。

園芸につきましては、今年2月の雪害でハウスの倒壊が6棟ありました。そのうち1棟は復旧を希望されていることから、農業者の生産活動が早期に再開されるよう支援してまいります。

この復旧事業につきましては、県の補助金を活用するため、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、ぼたん祭についてであります。

先月3日から11日までの期間、赤名観光ぼたん園を中心に、第50回飯南町ぼたん祭が開催され、赤や白、ピンク、黄色と色とりどりに咲き誇る大輪のぼたんを觀賞しようと多くの方が来場されました。

先月11日のメインイベント当日には花も満開の状態となり、町内県内はもとより県外ナンバーの車も多く見受けられるなど、約6,000人の人出となりました。第50回の記念として、紅白餅の餅まきからスタートし、よさこいの踊りやメインステージでの催し、地元のうまいものコーナーや体験コーナー、除雪車や自衛隊車輛の試乗体験などで大変盛り上がり、お越しいただいた方に春の飯南町の魅力を楽しんでいただけたことと思います。

次に、大しめ縄田植え行事についてであります。

先月22日、頓原地区上区の水田において、しめ縄の材料となる「赤穂もち」の田植え行事が行われました。

この行事は、来年夏に8年ぶりとなる架け替えが予定されている出雲大社神楽殿の大しめ縄の製作に向けて行われたもので、当日は、丸山達也島根県知事、出雲大社宮司代理、出雲大社教管長代理、出雲大社禰宜 喜和田公二様などを来賓にお迎えいたしました。

大しめ縄用の稲は、約1.5ヘクタール分の作付けが必要で、お盆頃、稲穂が登熟する前に刈り取りが行われる予定であります。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

志津見ダムを活用した取組の一つである「ダム貯蔵酒」につきましては、昨年度から松江市の李白酒造有限会社が製造された日本酒を貯蔵し、販売しており、今年度も4月に日本酒の搬入が行われております。

志津見ダムとその周辺地域につきましては、今年度に町が国から占用許可を受け、広く一般の方にも使用いただけるようになり、ダムの堤体内では、日本酒以外にサツマイモの保存にも活用いただいております。

この取組を通じて、地域資源を活用した様々な事業が促進され、地域の活性化に繋が

ることを期待しております。

「ポピー祭」につきましては、今年 8 月、東三瓶フラワーバレーにおいて開催いたします。昨年度は約 5 千 5 百人の来場者があったことから、今回も多くの方に来場いただけると期待しております。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

昨年度の寄附額は、1 億 5 千 1 百万円余であり、過去 4 番目の寄附額となりました。寄附いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

今後も「関係人口」と言われる飯南町ファンや出身者などに対する情報発信の強化に努めるとともに、多くの方に賛同いただけるような魅力ある施策への活用に努めてまいります。

次に、「誰もが健やかな暮らしづくり」保健・医療・介護・福祉についてであります。はじめに、予防接種についてであります。

带状疱疹ワクチンの予防接種対象者には 4 月上旬に、肺炎球菌ワクチンの予防接種対象者には先月末までに接種のご案内を通知しております。

新型コロナワクチンの予防接種につきましては、今年度からは国の補助が無いことが確定し、自己負担額について検討した結果、6 千円の自己負担で対応することといたしました。今月中に接種予約方法の変更について周知し、8 月に予診票を配布する予定としております。

次に、認知症対策についてであります。

難聴により社会的孤独が進むことが学術的に示されており、補聴器を使用することによって社会性が改善され、認知症の予防や抑制に有効であるため、今年度から 65 歳以上の中等度難聴者を対象に、補聴器購入費用の一部助成を行っています。

こうした認知症対策を進めることで、住み慣れた地域で互いに支え合い安心して暮らせる飯南町を目指します。

次に、特別養護老人ホーム（介護事業）統合に向けた支援についてであります。

特別養護老人ホームの統合につきましては、飯南町社会福祉協議会及び友愛会の両法人による住民説明会が 4 月上旬に開催され、令和 9 年秋頃に新たな特別養護老人ホームの整備を目指して、両法人と連携し、検討を進めているところであります。

建設予定地につきましては、両法人の意向や高齢者福祉基本計画に定める「医療機関に近い地域」という観点を踏まえ、飯南病院近くの土地を候補地として、必要な手続きを進めております。

今後、造成測量設計及び用地買収、敷地造成工事を行うため、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、久美浜病院との姉妹病院協定 10 周年記念についてであります。

京都府京丹後市にあります久美浜病院につきましては、飯南病院と姉妹病院協定を締結しており、今年で10周年という節目を迎えました。

先月17日には、京丹後市内で記念式典が行われましたが、両病院におけるこれまでの着実な取組と、日々現場で尽力されている関係者の努力、そして、地域医療の理想的な形の一つとして体現してきたという証を、改めて感じたところであります。

この10年の歩みを礎として、今後も両病院が互いに刺激し合い、高め合いながら、地域医療、地域包括医療・ケアのさらなる充実に向けた取組を進めてまいります。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

医師の体制につきましては、3月末をもって原田愛子先生と馬淵寛也先生が退任されましたが、4月からは、新たに副院長として黒谷一志先生、医療技術部長として倉橋清衛先生に、島根県からの派遣として着任いただいたところであります。

お二人とも豊富な経験をお持ちでいらっしゃいますので、すでに職場に馴染み、日々ご活躍いただいております。今後、お二人の経験や技術を活かし、病院事業、さらには地域医療、地域包括医療・ケア全体の質がさらに向上することを期待しています。

次に、夜勤看護師の不足に対する看護師派遣の受け入れについてであります。

現在、飯南病院では産休・育休・病気療養等により、看護師の人員補充が必要な状況となっております。中でも夜勤体制に対応できる看護師が不足していることから、新たな看護師確保策として、民間の看護師派遣会社から看護師を受け入れることといたしました。

安定した医療提供を維持し、早急に派遣看護師を配置するために、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、病院正面玄関周辺の整備についてであります。

飯南病院の玄関につきましては、これまで使用しております回転ドアを通常の自動ドアへ変更する工事を実施したいと考えております。

これまで回転ドアにつきましては、「通りづらい」「使いにくい」といったご意見も寄せられておりましたが、その一方で、空調の効率化という観点では一定の効果が認められております。しかしながら、現在、回転ドアのメンテナンスを安定的に受けることが困難な状況となっており、安定稼働と利便性を優先し、通常の自動ドアへの改修を決定したところであります。

併せて、屋根付き通路の延長整備及び身障者用駐車場屋根の増設も行い、雨天時にも利用しやすい環境づくりを進めたいと考えていることから、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、「安心して暮らせる環境づくり」定住・生活・防災・自然環境についてであります。

はじめに、上町団地の整備についてであります。

昨年度、頓原連坦地内に整備をしました単身用6戸建て2棟の上町団地につきましては、全室の入居者が決定いたしました。

いずれも今年度から町内で新たに就労される方々であり、所期の目的が達成され嬉しく思っています。

このように新規就労者向けの住宅整備につきましては、確実に需要があることから、今後の整備についても検討していかなければならないと思っております。

次に、戸籍における氏名の振り仮名対応についてであります。

先月26日に施行された戸籍法の改正により、戸籍の氏名に振り仮名が記載されることとなりました。これに伴い、本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の振り仮名が、戸籍の筆頭者に通知されます。

発送時期は市区町村によって異なりますが、本町では8月から順次発送するよう準備を進めています。町民の皆様には、通知が届き次第、速やかにご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、防災訓練の実施についてであります。

今月1日、飯南町防災訓練を2年ぶりに実施いたしました。

訓練では、「大雨・洪水・土砂災害」を想定し、災害対策本部の情報伝達訓練、避難及び避難誘導訓練、避難所開設訓練などを実施し、訓練後はそれぞれの避難所において、防災についての話し合いをしていただきました。

また、防災訓練に併せ、消防団による町内6箇所での消火栓の通水確認も実施されました。

今後、訓練で出た課題を検証するとともに、引き続き町民の皆様と行政、関係機関が一体となった防災体制を整えることにより、安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

次に、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）についてであります。

熱中症対策の強化として、冷房施設を備えるなど一定の要件を満たす施設を「クーリングシェルター」として指定できることとなっています。

本町では、これまで7施設を指定しておりましたが、この度、新たに町内5箇所の郵便局をクーリングシェルターとして指定し、併せて12施設となりました。

今年の夏は、平年より気温が高くなると予想されています。水分補給に心がけ、エアコンや扇風機を使用した涼しい場所やクーリングシェルターで過ごすなど、お気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

次に、赤名川改修事業についてであります。

赤名川改修事業につきましては、県により鋭意工事を進めていただいておりますが、

現在実施されていた市場橋の架け替え工事が先月完了いたしました。今回、部分的に共用された形となりましたが、橋の完成を祝して先月23日、赤名保育所園児と渡り初めを行いました。

これにより残る工事は市場橋下流の瀬渕堰と護岸改修となり、令和9年度中にすべての事業が完了する見込みであります。

河川の拡幅箇所はおおむね完了したことから、出水期を迎えるにあたって、効果を実感できるものと思っています。

次に、雲南圏域ごみ処理施設の整備についてであります。

雲南市、奥出雲町、飯南町の3市町で進めています次期一般廃棄物処理施設整備につきましては、可燃物処理施設、不燃物処理施設及び最終処分場を一体的に整備することとし、建設候補地の検討を進めてまいりました。

一方で、近年の賃金・資材の高騰に伴い、建設費用の高騰も進んでいる現状があります。次期一般廃棄物処理施設の建設費用についても、あくまで概算ではありますが、基本構想策定時に120億円程度としていたものが、180億円以上にまで膨れ上がる試算となっています。

このような状況の中、去る4月25日に雲南市長、奥出雲町長とも協議し、「20年、30年先の雲南圏域の持続可能な未来を見据えた際に、現行の構想に従って施設整備を進めることが適切なのか」という提案もあり、改めて検討することもやむを得ないと考えたところです。

一般廃棄物の処理につきましては、自治体の責務としてしっかり対応する必要があります。今後においては、従来通りの施設整備ありきの考えのみに捕らわれず、様々な方法を、柔軟な思考で今一度模索し、最適な仕組みを選択したいと考えております。

次に、「協働で進めるまちづくり」自治・行政運営についてであります。

はじめに、令和7年春の叙勲についてであります。

春の叙勲につきましては、受章者が発表され、本町からは上來島の澤田秀樹さんが、49年間にわたる消防団活動と消防団長としての功績により、「瑞宝双光章」の栄に浴されました。

これまでのご功労にあらためて敬意を表するとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、令和7年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、特別養護老人ホーム統合に向けた、造成測量設計、用地取得、及び敷地造成工事の実施に1億4千4百万円余、物価高騰対策として実施した調整給付金の不足額給付に2千6百万円余、新型コロナワクチン接種助成に6百万円余、申請数増に伴う定住対策補助金に3百万円など、総額1億8千5百万円余を計上しております。

今回提案いたします議案等は、令和6年度繰越明許費など報告案件5件、専決処分の承認を要する案件3件、条例廃止、財産の取得など議決を要する案件7件、令和7年度飯南町一般会計補正予算(第1号)など、予算案件6件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。15分間休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で10時5分といたします。

午前 9時42分休憩

.....
午前10時00分再開

日程第6 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6、提案理由の詳細説明を行います。

報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。報告第1号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次のページをお願いいたします。専決処分書となります。専決第1号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和7年5月22日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県。
2. 損害賠償の額。金85,000円。
3. 事故の概要。令和7年2月7日午後2時35分頃、町営バス谷赤名頓原線の車両が飯

南町下島地内の国道 184 号加田の湯に向けて走行中に、凍結していた路面で滑ったことにより、車線左側の視線誘導標、こちらデリネーターというものになりますが、こちらに接触し、バス車両と視線誘導標が破損したものです。

なお、町営バスには乗客はなく、運転手にけが等はありませんでした。

次のページをお願いいたします。1 ページに島根県雲南県土整備事務所からの道路損害復旧工事確認通知をつけております。この事故により、損害を与えることになった視線誘導標につきましては、復旧を行ったあとに確認を受ける流れとなっております、相手方は国道 184 号を管理する島根県となります。

続く 2 ページのところに、復旧工事を対応いただいた業者からの請求書をつけております。保険対応となりますが、町の責任割合が 100%となりますので、復旧にかかった費用の 85,000 円を負担することとなります。

今後も委託業者と共に安全運転を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 2 号、令和 6 年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。報告第 2 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

次、1 ページをお願いいたします。令和 6 年度の一般会計繰越明許費繰越計算書です。それぞれ、繰越事業、財源内訳を記載しております。合計の欄をご覧ください。一般会計の繰越事業は 15 事業で、昨年より 12 事業より増加をしております。また繰越総額につきましても、3 億 5,500 万円余となっており、来島に建設中の滞在型地域交流拠点施設約 2 億円の影響もありまして、昨年より 1 億 5,700 万円余の増となっております。

次に、その財源内訳につきましては、右側に記載しておりますが、国県支出金 5,265 万 2 千円、町債 2 億 6 千万円、その他特定財源 1,606 万 1 千円、一般財源 2,664 万 5 千円です。

続いて、2 ページのほうをお願いいたします。繰越事業の進捗状況について記載しております。進捗状況の欄には契約済みか否か、また事業の内容や完了予定月等を記載しております。15 事業 28 件のうち、現在実施中の給付金や生活応援事業を除いて、

契約済み交付済みで 16 件となっており、5 月までに完了したものが 8 件となっています。残りの 18 件についてもその大半が年内の完了を目指して現在業務をすすめているところです。報告第 2 号につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第 3 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について、及び報告第 4 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、及び報告第 5 号、令和 6 年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についての 3 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第 3 号について説明します。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 1 項の規定により、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書について説明します。

地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による繰越額です。合計欄をご覧ください。繰越事業は 1 事業、繰越の総額は 600 万円となっており、その財源につきましては、企業債 130 万円、工事負担金 470 万円です。

次のページをお願いします。5 月 31 日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。繰越は、建設改良費 1 事業で、張戸山手農道改良工事に伴う水道管支障移転工事で、契約済みで 9 月完了を予定しております。報告第 3 号の説明は以上です。

続いて報告第 4 号について説明します。

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。令和 6 年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書について説明します。事業の財源内訳を記載しております。合計欄をご覧ください。継続費繰越事業は 1 事業、継続費の総額は 74 万 8 千円で、繰越額は同額の 74 万 8 千円となっており、その財源につきましては、全額損益勘定留保資金です。

次のページをお願いします。5月31日時点の継続事業進捗状況です。進捗状況は営業費用1事業で、4月に完了済みとなっております。報告第4号の説明は以上です。

続いて報告第5号について説明します。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和6年度飯南町下水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。令和6年度飯南町下水道事業会計繰越計算書について説明します。合計欄をご覧ください。繰越事業は2事業で、繰越の総額は399万5千円となっております、その財源につきましては、全額県からの補償費であります。

次のページをお願いします。5月31日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。建設改良費2事業で、神戸川改修工事に伴います下水道管支障移転工事の設計業務につきましては、契約済みで今月に完了予定であります。張戸山手農道改良工事に伴います防護板設置工事につきましても、契約済みで7月に完了予定となっております。報告第5号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。承認第2号について説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和7年3月31日。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次のページをお願いいたします。専決処分書となります。専決第2号。飯南町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日。飯南町長。

続きます1ページより改正文を付けておりますが読み上げは省略させていただき、6ページの説明資料にて説明を行います。6ページをお願いいたします。

一つ目、提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、飯南町税条例の一部を改正するものとなります。

二つ目、改正条例の概要です。はじめに（１）公示送達におけるインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う規定の整備となります。

続いて（２）住民税におきまして、19 歳以上 23 歳未満で所得が 123 万円以下の方を扶養とし、所得金額によって段階的に控除額を設定する特定親族特別控除、こちらの創設に伴う規定の整備となります。

続いて（３）軽自動車税種別割の標準税率区分見直しに伴う改正と減免申請書記載事項に係る規定の整備になります。

続いて（４）道路交通法の改正に伴う軽自動車税種別割減免申請の運転免許証提示義務に係る規定の整備になります。

続いて（５）固定資産税におきまして、法律改正にあわせた特定マンションに係る特例措置の追加等になります。

続いて（６）法律改正にあわせた加熱式たばこに係る課税標準特例の新設になります。

続いて（７）特定非営利活動法人の解散。具体的には赤来福祉会となりますが、その解散に伴う寄附金税額控除対象からの削除になります。

続いて３の施行期日です。原則施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。なお、２（２）の特定親族特別控除の創設に伴うものは、令和 8 年 1 月 1 日、２の（６）加熱式たばこに係る課税標準特例の新設に伴うものは、令和 8 年 4 月 1 日を施行期日としております。

続きます 7 ページからは、新旧対照表を付けておりますので、ご覧いただきたいと思います。承認第 2 号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 10 号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。承認第 3 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和 6 年度飯南町一般会計補正予算（第 10 号）について。

処分年月日、令和 7 年 3 月 31 日。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第 3 号について説明します。令和 6 年度飯南町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億289万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,366万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月31日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。
款の合計金額を読み上げます。

款、地方特例交付金。補正前の額に45万4千円を追加し、1,837万1千円。

款、地方交付税。補正前の額に1億4,630万4千円を追加し、44億4,948万円。

款、分担金及び負担金。補正前の額から412万9千円を減額し、5,180万7千円。

款、使用料及び手数料。補正前の額から80万7千円を減額し、8,648万2千円。

款、国庫支出金。補正前の額から2,600万1千円を減額し、6億8,257万9千円。

款、県支出金。補正前の額から1,612万9千円を減額し、5億3,103万3千円。

款、財産収入。補正前の額に1,249万8千円を追加し、3,519万円。

款、寄付金。補正前の額から1,964万6千円を減額し、1億5,669万6千円。

款、繰入金。補正前の額から1億6,060万円を減額し、4億2,960万円。

款、諸収入。補正前の額から734万3千円を減額し、2億6,544万4千円。

款、町債。補正前の額から2,750万円を減額し、12億3,100万円。

ページをおめくりいただきまして、歳入合計。補正前の額から1億289万9千円を減額し、87億5,366万5千円。

ページをおめくりください。4ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。補正前の額から1,352万1千円を減額し、18億5,642万7千円。

款、民生費。補正前の額から428万3千円を減額し、15億1,025万3千円。

款、衛生費。補正前の額から59万6千円を減額し、8億7,027万円。

款、農林水産業費。補正前の額から1,226万6千円を減額し、7億6,113万円。

款、土木費。補正前の額から4803万3千円を減額し、8億8,328万9千円。

款、災害復旧費。補正前の額から2,420万円を減額し、7,199万5千円。

歳出合計、補正前の額から1億289万9千円を減額し、87億5,366万5千円。

ページをおめくりください。5 ページ、第 2 表 繰越明許費補正追加です。
款、農林水産業費、項、農業費、事業名、担い手育成総合支援事業。237 万円。
事業名、リースハウス団地整備。1,096 万 9 千円。いずれも新規就農者が活用するハウス施設の設備が冬季の積雪により年度内の完成が困難となりやむを得ず繰り越したものです。

ページをおめくりください。続いて 6 ページ、第 3 表 地方債補正変更です。
起債の目的、農業施設整備事業債。変更前限度額に対し 150 万円増額し、変更後限度額 4,040 万円。これは県補助金の確定に伴う財源変更によるもの。
起債の目的、農業基盤整備事業債。変更前限度額に対し 220 万円減額し、変更後限度額 7,400 万円。県営事業費の確定に伴う事業費の減額によるものです。
起債の目的、公営住宅建設事業債。変更前限度額に対し 1,320 万円減額し、変更後限度額 1 億 6,250 万円。起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し 630 万円減額し、変更後限度額 190 万円。
起債の目的、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し 730 万円減額し、変更後限度額 1,750 万円。これら 3 つは、いずれも事業費の確定に伴う地方債の減額です。

起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じとなっております。総括についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは、事項別明細書 7 ページからですが、8 ページ 1 総括。歳入ですけれども、歳入については説明を省略させていただき、歳出について、9 ページになります。9 ページ歳出ですが、歳出合計の補正額の財源内訳です。国県支出金 4,508 万 9 千円の減。地方債 2,750 万円の減。その他特定財源 2,775 万 4 千円の減。一般財源 255 万 6 千円の減です。

続いて、10 ページ、2 歳入になります。

本専決におきましては、例年どおり歳出事業の確定によりまして、事務手続上必要な交付金、補助金、起債事業の精算に係る必要最小限の補正としております。

まず、歳入につきましての概要を説明します。

款、地方特例交付金、項、目ともに、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、交付額決定に伴う計上になります。

続いて、款、項、目、いずれも地方交付税です。特別交付税は交付決定によるものですが、本年の除雪等の除雪費などの増額もあり、1 億 4,600 万円余の補正額となっております。

りまして、特別交付税総額では、昨年度を上回る 6 億 2,100 万円余となりました。

これは昨年同様に島根県町村会とも共同しまして、国や県への要望活動を継続して実施していることも功を奏しております。また今後もですね町村会、県内町村と連携した取組を実施しまして、交付税の確保に努めていきたいと考えております。

この交付税の増額に伴いまして、基金の取崩しを変更し、戻入れを行うこととしております。

続いて、款、分担金及び負担金から款、国庫支出金まで、いずれも各事業の事業費確定に伴う分担金、手数料、負担金の減額です。

続いて 11 ページをお願いします。

項、国庫補助金、目、土木費国庫補助金。本年の大雪に伴います除雪事業への臨時補助による増額、それから公営住宅建設事業費確定に伴います交付金の減額となっております。

続いて款、県支出金、ここから 8 事業ございますが、いずれも各事業の事業費確定に伴います補助金、委託金の増減となっております。

続いて、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金運用益の確定により増額です。

続いて 12 ページをお願いします。

項、財産売却収入、目、不動産売却収入は、立木売却の実績により増額になります。

続いて、款、項、共に寄付金、目、指定寄付金は、ふるさと納税が伸び悩んだことにより減額になります。

次に款、繰入金、項、基金繰入金ですが、事業費確定等に伴い財政調整基金は全額、減債基金は一部の戻入れを行うもの。またふるさと納税の実績により減額です。

続いて、款、諸収入、項、受託事業収入ですが、いずれも事業費確定に伴う減額です。

続いて 13 ページです。

歳入最後となる款、項、町債につきましては、いずれも各事業の事業費確定、補助金確定に伴います起債借入れ額の増減となっております。

歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて歳出について関係課長より説明を求めます。

藤原まちづくり推進課長

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。

続きまして 14 ページをご覧ください。歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費。ふるさと応援寄附促進事業につきましては、事業費が確定したことにより減額です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、目、基金費です。基金運用益の確定により、それぞれの基金に積立てを行うほか、ふるさと納税の実績により積立金の減額を行うものです。

続いて、項、選挙費、目、衆議院議員選挙費は、事業費確定によります減額です。なお、本事業には一部人件費、職員手当が含まれていますが、この後の款、民生費、及び款、衛生費の事業によります職員人件費と合わせて給与費明細書でいたしますので、以降の説明は省略させていただきます。

○保健福祉課長（安部 農）

15 ページになります。款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費。地域介護予防活動支援事業から 7 つ下になります地域包括支援センター運営事業までにつきましては、いずれも事業費の確定による減額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて 16 ページ、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。リースハウス団地整備事業は、県補助金確定による財源変更です。

概要書 4 ページ、目、農地費。農業競争力強化農地整備事業は、県営事業費確定による減額です。

中山間地域総合整備事業農地は、事業費確定による減額です。

項、林業費、目、林業振興費。森林経営管理制度推進事業は、人材確保事業等の実績による減額です。

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、事業費確定による減額です。

目、造林費。公社造林事業は、事業費確定による減額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書 17 ページ、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。道路除雪事業は、国の臨時道路除雪事業補助金交付による財源変更です。

続いて、項、住宅費、目、住宅建設費。公営住宅建設事業は、上町団地整備において物価高騰などの影響による事業費増を想定した予算を確保しておりましたが、事業実績によりまして減額するものです。

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費、現年補助農地災害復旧事業及び、目、農業用施設災害復旧費、現年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、事業確定による減額です。

続いて、目、農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧応急復旧につきましては、激甚災害指定による査定設計費補助金交付によります財源変更です。

続いて、予算書 18 ページ、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧

費。現年補助公共土木施設災害復旧につきましては、事業費確定による減額です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、19 ページ、給与費明細書です。

はじめに1 特別職になります。比較の欄をご覧ください。その他の欄で3 万3 千円の減額があります。衆議院議員選挙及び認知症対策推進事業の事業費確定によりまして、各事業に係る委員報酬について、実績による減額です。

続いて20 ページ、2 一般職（1）総括ですが、21 ページのアとイの合計になりますので、21 ページの資料で説明します。21 ページをお願いします。21 ページ、まず、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職員ですが、比較の欄をご覧ください。退職者の予算計上誤りによります減額と、選挙の時間外手当の支給実績によりまして減額をしております。給料で40 万5 千円の減、職員手当163 万7 千円の減額です。また、給料及び手当の減額に伴いまして、共済費も66 万3 千円の減となっております。

続いてその下、イ会計年度任用職員です。同じく比較の欄をご覧ください。職員の介護休暇取得に伴います減額でありまして、報酬は53 万2 千円の減、職員手当6 万4 千円の減額です。同様に給与及び手当の減額に伴いまして共済費も11 万1 千円の減となっております。

続く22 ページには、給料及び職員手当の増減額の明細を記載しておりますので、あわせてご確認ください。承認第3 号につきましてはの説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第4 号、専決処分の承認を求めることについて（令和6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第5 号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。承認第4 号について説明します。

地方自治法（昭和22 年法律第67 号）第179 条第1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記。（処分事項）令和6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第5 号）について。

処分年月日、令和7 年3 月31 日。

令和7 年6 月3 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いいたします。専決処分書となります。専決第4 号。

第1 条 令和6 年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第5 号）は、次に定めるところによる。

第2 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款、下水道事業費用、項、営業費用。事業名、令和 6 年度八神農業集落排水処理施設 No. 1 処理室給気ファン更新工事。総額 74 万 8 千円。

年度、令和 6 年度、年割額 0 円。令和 7 年度、年割額 74 万 8 千円。

令和 7 年 3 月 31 日 専決、飯南町長。

次に、2 ページをお願いします。継続費に関する調書です。

令和 6 年度八神農業集落排水処理施設 No. 1 処理室の給気ファン更新工事を令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年にわたり実施するもので、年割額は、令和 6 年度は 0 円で、令和 7 年度 74 万 8 千円を執行する計画であります。

承認第 4 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 37 号、飯南町人・農地プラン検討会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。議案第 37 号について説明します。

飯南町人・農地プラン検討会設置条例（平成 24 年飯南町条例第 37 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

続く 1 ページに改正文をつけておりますが、読み上げは省略し、2 ページの説明資料にて説明いたします。

1. 提案理由です。農業経営基盤強化促進法が改正され、人・農地プランが農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）として法定化されたことに伴い、条例を廃止するものです。

2. 廃止の概要です。人・農地プランから地域計画への移行に伴い、人・農地プラン検討会設置の必要性がなくなったためです。

3. 施行期日は公布の日としています。説明については以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 38 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。議案第 38 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和

22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙になります。

- 1 取得の内容。消防軽積載車 2 台。
- 1 取得の目的。消防軽積載車の整備。
- 1 取得の方法。指名競争入札。
- 1 取得金額。金 1,694 万円。(うち消費税相当額 154 万円。)
- 1 契約する相手の住所及び名称。島根県松江市東朝日町 233 番地 4。株式会社吉谷
代表取締役 長見秀男。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名は令和 7 年度飯南町消防軽積載車購入事業。入札の日は令和 7 年 4 月 23 日水曜日午後 1 時 10 分。落札金額は 1,540 万円。入札の方法は指名競争入札。落札者は株式会社吉谷です。順位等はこちらのとおりです。落札率は 85.53%でした。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。仮契約金額は 1,694 万円です。

次の 3 ページに物品売買仮契約書の写しをつけていますので、ご覧ください。

なお、購入車両は、第 1 分団上赤名地区 1 台と、第 3 分団真木地区 1 台の車両を更新するものです。議案第 38 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 39 号、財産（堆肥運搬車両）の取得について及び、議案第 40 号、財産（マニアスプレッタ）の取得についての 2 議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。議案第 39 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページをお願いいたします。別紙です。

- 1 取得の内容。堆肥運搬車両（2 t ダンプ）1 台。
- 1 取得の目的。堆肥運搬車両の更新。
- 1 取得の方法。指名競争入札。
- 1 取得金額。金 927 万 2,570 円。(うち消費税相当額 83 万円。)

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町上赤名 126 番地 4。有限会社飯南自動車整備工場。代表取締役 長谷川城昭。

次の 2 ページをお願いいたします。入札状況です。

事業名は令和 7 年度飯南町堆肥センター堆肥運搬車両導入事業です。入札の日は令和 7 年 4 月 23 日水曜日午後 1 時 05 分です。落札金額は 844 万 2,570 円で、入札の方法は指名競争入札です。落札者は有限会社飯南自動車整備工場です。以下に入札の状況を記載していますのでご覧ください。

次の 3 ページをお願いします。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となっています。予定価格に対する落札率については 88.26%でした。

次の 4 ページに仮契約書の写しをつけておりますので、ご確認ください。説明は以上です。

続いて議案第 40 号について説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

1 取得の内容。マニアスプレッダ（堆肥散布機）1 台。

1 取得の目的。堆肥散布機の更新。

1 取得の方法。指名競争入札。

1 取得金額。金 763 万 4 千円。（うち消費税相当額 69 万 4 千円。）

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町下赤名 364 番地 3。ヤンマーアグリジャパン株式会社 赤来支店。支店長 若林吾郎。

次の 2 ページをお願いいたします。入札状況です。

事業名は令和 7 年度飯南町堆肥センターマニアスプレッダ導入事業です。入札の日は令和 7 年 5 月 21 日水曜日午前 10 時 50 分です。落札金額は 694 万円で、入札の方法は指名競争入札です。落札者はヤンマーアグリジャパン株式会社 赤来支店です。以下に入札の状況を記載していますのでご覧ください。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となっています。予定価格に対する落札率については 73.13%でした。

次の 3 ページに仮契約書の写しをつけていますので、ご覧ください。説明は以上です

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 41 号、財産（町営バス車両）の取得についてを議題といたします。提出

者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。議案第 41 号について説明いたします。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出、飯南町長。

次のページをご覧くださいと思います。別紙となります。

1 取得の内容。町営バス車両。

1 取得の目的。町営バス車両の整備。

1 取得の方法。一般競争入札。

1 取得金額。金 1,318 万 7,990 円。（うち消費税相当額 119 万 3,226 円。）

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町上赤名 126 番地 4。有限会社飯南自動車整備工場。代表取締役 長谷川城昭。

2 ページをご覧ください。入札状況書となります。

事業名は、令和 7 年度町営バス車両購入事業。入札の日時は令和 7 年 5 月 21 日午前 10 時 40 分。落札金額は 1,199 万 4,764 円で、入札の方法は一般競争入札となります。

落札者は有限会社飯南自動車整備工場、一社のみの入札となっております。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約金額となり、仮契約金額は 1,318 万 7,990 円となります。なお、落札率は 93.59%でした。

続く 3 ページに、物品売買仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、購入車両につきましては、谷赤名頓原線のバス車両を更新するものとなります。

議案第 41 号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 42 号、財産（頓原中学校スクールバス）の取得について、及び議案第 43 号、財産（学習者用コンピュータ）の取得についての 2 議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。議案第 42 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年飯南町条例第 48 号）に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和

22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長です。

次のページをご覧ください。別紙になります。

1 取得の内容。頓原中学校スクールバス。

1 取得の目的。頓原中学校スクールバス車両の整備。

1 取得の方法。一般競争入札。

1 取得金額。金 1,287 万 9,990 円。(うち消費税相当額 116 万 5,226 円)

1 契約する相手の住所及び名称。島根県飯石郡飯南町上赤名 126 番地 4。有限会社飯南自動車整備工場。代表取締役 長谷川城昭。

次のページに入札状況書をつけております。入札状況です。

事業名、令和 7 年度 頓原中学校スクールバス (1 号車) 購入事業。入札の日時、令和 7 年 5 月 21 日水曜日、午前 10 時 30 分。落札金額 1,171 万 4,764 円。入札の方法、一般競争入札。落札者は有限会社飯南自動車工場でございます。落札率は 97.18%でした。落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。

次のページに仮契約書の写しをつけておりますのでご覧ください。

次に、議案第 43 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長です。

次のページをご覧ください。別紙になります。

1 取得の内容。学習者用コンピュータ 160 台。

1 取得の目的。小中学校の児童生徒が使用するタブレット端末の更新。

1 取得の方法。随意契約。

1 取得金額。金 1,485 万 7,700 円。(うち消費税相当額 135 万 700 円)

1 契約する相手の住所及び名称。島根県松江市西嫁島 3 丁目 2 番 13 号。株式会社えすみ松江営業所。所長 山西政則。

次のページに契約の状況書をつけております。契約状況です。

事業名、令和 7 年度学習者用コンピュータ (iPad 購入) の調達です。仮契約日が令和 7 年 5 月 23 日。決定金額が 1,350 万 7,000 円。仮契約の方法は随意契約です。仮契約の相手が株式会社えすみ松江松営業所となります。決定金額に消費税相当額を加えた金額が仮契約金額となります。

また、本調達事業は、公立学校情報機器整備事業費補助金を活用しており、調達にあ

たっては、島根県が設置する共同調達会議が取りまとめて入札をし、入札後に落札業者と市町村ごとに契約事務を行うこととされております。このことについては、次の４ページのところで説明いたしますが、次のページには仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧ください。

４ページのほうをご覧ください。繰り返しになりますが、本調達は、島根県が設置する共同調達会議が取りまとめて入札を行い、その落札業者と市町村が契約を行うという仕組みとなっております。

共同調達の流れですけれども、島根県の共同調達会議である島根県G I G Aスクール構想推進協議会が共通仕様書に基づき入札を行います。

２番として、市町村が島根県G I G Aスクール構想推進協議会へ補助金交付の申請、交付決定を受けます。

次に３番、市町村が①で決定した事業者と契約を行います。

４番、事業者が市町村に対して端末を納品し、市町村が支払うという流れとなっております。

飯南町においても、落札業者と仮契約についての締結を行ったという状況ですけれども、県の入札状況につきましては、４ページの中程のところに記載しております。島根県G I G Aスクール構想推進協議会の入札状況（飯南町分）のところですが、こちらで島根県のほうで落札された業者、株式会社えすみ松江営業所というところになっておりますが、飯南町は、この落札業者と先ほど説明いたしましたように、仮契約を締結している状況となっております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。約 10 分間休憩をいたします。11 時 10 分の再開といたします。

午前 1 0 時 5 8 分休憩

.....

午前 1 1 時 0 8 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に、議案第 44 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第 44 号について説明します。

令和 7 年度飯南町の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,495 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 7,147 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 3 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2 ページ。第 1 表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国庫支出金。補正前の額に 2,533 万 9 千円を追加し、4 億 8,660 万 1 千円。

款、県支出金。補正前の額に 85 万 8 千円を追加し、5 億 41 万 6 千円。

款、繰入金。補正前の額に 320 万円を追加し、5 億 7,682 万 2 千円。

款、繰越金。補正前の額に 379 万 4 千円を追加し、879 万 4 千円。

款、諸収入。補正前の額に 356 万 3 千円を追加し、2 億 2,950 万 6 千円。

款、町債。補正前の額に 1 億 4,820 万円を追加し、7 億 9,610 万円。

歳入合計。補正前の額に 1 億 8,495 万 4 千円を追加し、76 億 7,147 万 5 千円。

ページをおめくりください。3 ページ、歳出です。同じく、款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。補正前の額に 4 万 3 千円を追加し、6,573 万 4 千円。

款、総務費。補正前の額から 90 万 8 千円を減額し、15 億 4,331 万 8 千円。

款、民生費。補正前の額に 1 億 7,787 万円を追加し、15 億 5,303 万 3 千円。

款、衛生費。補正前の額に 217 万 9 千円を追加し、8 億 5,214 万 6 千円。

款、農林水産業費。補正前の額に 105 万円を追加し、6 億 8,063 万 2 千円。

款、商工費。補正前の額に 53 万 8 千円を追加し、3 億 4,764 万 3 千円。

款、土木費。補正前の額に 159 万 7 千円を追加し、6 億 5,650 万 1 千円。

款、消防費。補正前の額に 19 万 1 千円を追加し、2 億 5,023 万円。

款、教育費。補正前の額に 239 万 4 千円を追加し、5 億 3,368 万 2 千円。次のページをご覧ください。

歳出合計。補正前の額に 1 億 8,495 万 4 千円を追加し、76 億 7,147 万 5 千円。

ページをおめくりください。5 ページ、第2表 債務負担行為でございます。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和8年度分）。期間、令和8年度から令和11年度まで。限度額、1,450万円。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和8年度分）保育士分。期間は令和8年度から令和11年度まで。限度額580万円。

これらについては、令和8年度から医療及び及び福祉従事者をを目指す学生の数年度にまたがる実績について、上段については看護師2名、介護福祉士3名、計5名分を想定しております。また、下段の保育士のほうは、4年制大学2名分を設定した債務負担行為でございます。

ページをおめくりください。6 ページ、第3表 地方債補正変更です。

起債の目的、地域交流施設整備事業債。変更前限度額に対し220万円増額し、変更後限度額1,290万円。滞在型地域交流拠点の外構工事事業費の増に伴うものです。

起債の目的、過疎地域持続的発展特別事業債。変更前限度額に対し170万円増額し、変更後限度額1億4,150万円。地域コミュニティ交付金を前年度と同額にするため、今回の補正で増額することに伴うものです。

起債の目的、社会福祉施設整備事業債。変更前限度額に対し1億4,410万円増額し、変更限度額1億4,700万円。特別養護老人ホーム新規建設予定地の造成測量設計、用地取得及び造成工事の実施に伴うものです。

起債の目的、公有林整備事業債。変更前限度額に対し20万円増額し、変更後限度額100万円。造林事業標準単価等の改定による事業費の増に伴うものです。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

それでは7ページから事項別明細書になりますが、めくっていただきまして、8ページ。1総括。歳入につきましては説明を省略させていただき、9ページ、歳出です。

歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金65万6千円の減。地方債1億4,820万円の増。その他特定財源676万3千円の増。一般財源3,064万7千円の増です。

続いて、10ページ、2歳入です。概要説明資料1ページからになります。

はじめに、款、国庫支出金。項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、令和6年度に実施されました調整給付の不足額について給付する事業に充当するものです。

またその下の高校生の地域留学推進のための補助金については、高2留学事業に係る

コーディネーター雇用形態の変更に伴います補助金の減額です。

続いて、目、民生費国庫補助金は、雲南圏域広域事業に係る委託料の増額によるもの、また障がい者福祉システム、生活保護システムの改修に充当するものの増額です。

またその下ですね子ども・子育て支援交付金については、節の区分変更に伴います増減に加えて、病児・病後児保育事業の人件費につきまして、雇用形態変更に伴います減額です。

続いて、項、国庫委託金、目、ダム対策費国庫委託金は、工事単価変更により増額です。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、民生費県補助金は、雲南圏域広域事業に係る委託料の増額によるものと、先ほどもありましたように病児・病後児保育事業人件費につきまして、雇用形態変更に伴います減額です。

目、農林水産業費県補助金は、本年2月の雪害によりますハウス再建補助金の増額、造林標準単価改定に伴います増額、それから、目、教育費県補助金は新規事業採択に伴います増額です。

続いて11ページお願いします。

款、繰入金、項、基金繰入金、目、志津見ダム周辺施設管理基金繰入金は工事単価変更による繰入金の増額。

目、ふるさと応援基金繰入金は出産祝い金の支給に充当するものです。

続いて、款、項、繰越金、目、前年度繰越金は、今回の補正の財源とするものですが、決算見込みでは9千万余と見込んでおります。

款、諸収入、項、目、雑入は、宝くじ助成事業について、2団体の新規採択等による増額です。

歳入最後の款、項、町債につきましては、先ほど6ページ、地方債補正で説明しましたそれぞれの事業に充当する起債です。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続きまして、12ページから歳出です。概要説明資料は3ページからになります。

款、項、目、ともに議会費、一般職人件費、議会経常管理費、ともに共済負担率等変更によるものです。

これ以降、全78事業のうち47事業が人件費に係る補正額として計上されていますが、人事異動及び共済負担率等変更に伴うものでありまして、後ほど給与費明細書で一括説明をしますので、以降の説明を省略させていただきます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理経常管理費は、本年より新たに派遣しました職員の住宅家賃支払いに伴います増額です。

次に、目、財産管理費は、庁舎経常管理費は、現在、一般職の欠員が1名発生していることから、提携業務を担う会計年度任用職員を1名、期間採用したいと考えておりまして、1名分の人件費を計上しております。

また、その下、公用車経常管理費は公用車のNHK受信契約に伴います受信料の増額を計上しております。この受信料につきましては、これ以降6事業も同様に計上しており、概要説明資料に記載していますので、これ以降の説明についても同様に省略をさせていただきます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続いて、目、企画費。地域活性化起業人活動事業につきましては、当初はこちらの企業人制度を使って高校魅力化コーディネーターを採用する予定でしたが、採用に至らなかったため、地域おこし協力隊に振り替えて募集したいということで、こちらのほうは減額するものです。

続きまして13ページをご覧ください。

目、地域振興費。定住促進対策事業につきましては、補助事業の申請件数が増加したため増額計上するものです。こちらは事業所の社宅用の住宅の整備の補助金ということで、1件の増加となっております。

クラインガルテン臨時管理費につきましては、シーリングファンを当初計上しておりましたが、こちらが当初予定したものが廃盤になってしまったため、類似するものを調達するために、金額を変更するものです。

地域おこし協力隊活動事業につきましては、先ほどの地域活性化企業人からの振替ということで1名分を増額するものです。

地域・人づくり事業につきましては、宝くじ事業の採択によります増額ですが、2団体ということで、川東自治会と向谷自治会の2団体の採択になります。

教育魅力化推進事業につきましては、高2留学のコーディネーターの雇用形態の変更ということで、当初は会計年度任用職員を予定しておりますが、委託契約での採用ということで、変更するものであります。

滞在型地域交流拠点整備事業につきましては、生コンクリート等、様々な資材が高騰したことによりまして、増額するものであります。

続きまして、目、ダム対策費。ダム貯水池景観保全事業につきましては、補足資料の4ページになりますが、単価が変更によりまして委託料を増額するものです。

○基幹支所長（渡邊 博司）

続いて、14ページをご覧ください。

目、自治振興費。地域コミュニティ推進交付金は、交付金の制度変更を令和8年度以降に見送ったことによる増額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

自治集会所等建設費補助金につきましては、保賀自治会から1件、申請があったため増額するものです。

○住民課長（野津 史昭）

予算書は15ページになります。

続いて、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。給付金・定額減税一体支援事業は、令和6年度に国の事業として実施しました定額減税や調整給付、これらから続くものとなりますが、令和6年の所得状況などの確定に伴い、本来給付すべき額との間で不足額が生じる方などに対しまして、給付を行うこととしたことに伴う計上となります。

○保健福祉課長（安部 農）

次、予算書、16ページになります。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉施設費。高齢者福祉施設整備事業は、5月の全協でご確認いただきました特別養護老人ホームの統合支援による造成測量設計、用地取得及び造成工事の実施による増額です。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、目、障がい者福祉費です。障がい者福祉費臨時管理費につきましては、障がい者福祉システム改修のための増額です。

障がい者地域生活支援事業については、雲南圏域1市2町広域事業の意思疎通支援のための増額となります。

○住民課長（野津 史昭）

ここから概要説明資料のほう、5ページになります。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子ども・子育て支援対策事業につきましては、当初予算におきまして、出産祝い金こちらを1人当たり一律で10万円としておりましたが、令和6年度までと同様に、第三子以降の出産に対する給付額を50万円として対応することなどに伴う増額です。

続いて、予算書は17ページとなります。

目、児童福祉施設費。病児・病後児保育経常管理費は、病児・病後児保育施設パブリカの運営にあたりまして、施設を開所する際の1日当たり2名の職員体制、こちらを会計年度任用職員2名と臨時職員で構築する予定でしたが、会計年度任用職員1名と臨時職員で、2名体制を構築したことに伴う減額となります。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護臨時管理費については、基準額の見直し等に伴う生活保護システム改修のための増額です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、衛生費、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金につきましては、公営企業会計で説明します。

○病院事務長（高橋 克裕）

介護保険サービス事業会計繰出金についても、公営企業のほうで説明いたします。

○保健福祉課長（安部 農）

予算書 18 ページです。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。感染症予防事業は、带状疱疹ワクチンの定期接種化によるシステム改修費の増額と、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種実施による増額です。

○産業振興課長（深石 尚志）

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業用施設雪害復旧対策支援事業は、令和 7 年 2 月の雪害によるハウス再建補助金、下赤名のハウス 1 件分の増額です。

続いて、19 ページ、概要書は 6 ページ。項、林業費、目、造林費。町行造林事業補助は、町行造林地の間伐に伴う分収金支払いの増額及び県の示す造林単価の改正による事業費の増額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

同じく予算書 19 ページ、説明資料 6 ページです。

款、項、商工費、目、観光費。地域おこし協力隊活動事業観光は、雇用形態の変更による節の組替えです。

○建設課長（森山 篤）

続いて、予算書 21 ページになります。

款、土木費、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、公営企業会計で説明いたします。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、項、消防費、目、常備消防費。雲南広域連合経常負担金（消防分）につきましては、公用車 NHK 受信料の増に伴う負担金の増額です。

○教育次長（石飛 幹祐）

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費です。説明資料 6 ページをご覧ください。

事務局臨時管理費は、いじめ問題の和解条項による追加調査費の増によるもの。

教育環境基本計画策定事業は、基本計画修正のための支援事務委託料を増額するものです。

次に、予算書 22 ページ、概要資料 7 ページをご覧ください。

項、社会教育費、目、公民館費。飯南町公民館運営事業は県補助金の交付による財源変更です。以上です。

○総務課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書 23 ページをお願いします。給与費明細書です。

はじめに 1 特別職です。比較の欄をご覧ください。その他の欄で 12 万円の増額、報酬 12 万円の増額ですが、いじめ問題の追加調査に係る委員 2 名の報酬の増額と、共済費については負担率等の変更により増額です。

続いて 24 ページから 2 一般職。（1）総括ですが、25 ページの合計になりますので、説明は 25 ページで行います。25 ページお願いいたします。

はじめに、ア会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職についてです。

本年 1 月から 3 月までの退職者は 4 名でありまして、採用につきましては保健師 1 名を含めた一般職 5 名の新規採用によりまして、職員は 1 名増となる 86 名となっております。給与費、共済費総額としては、年度途中の退職者 3 名の減額が大きく、合計で 1,697 万円余の減額となっております。

続いて、イ会計年度任用職員については、新規で期間採用者 1 名増に加えまして、協力隊の雇用変更による増はあるものの、教育魅力化事業や、病児保育での人数減がありまして職員数には変わりありません。これらの雇用形態変更や人数減による減額が主なものとなっております。また、共済費は負担率の変更により増額です。

続く 26 ページからは、給料及び職員手当の増減の明細、職員 1 人当たりの給与等の状況を記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。

議案第 44 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 7 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第 45 号について説明します。

令和 7 年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 15 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 2,573 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次のページ、2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。

款、繰入金。補正前の額に15万円を追加し、4,901万円。

歳入合計。補正前の額に15万円を追加し、6億2,573万1千円。

ページをおめくりください。3ページです。歳出です。

款、総務費。補正前の額に15万円を追加し、1,636万5千円。

歳出合計。補正前の額に15万円を追加し、6億2,573万1千円。

続きまして事項別明細書。ページをおめくりください。5ページの1. 総括。歳入の説明は省略しまして、6ページをお願いいたします。歳出ですが、補正額の財源内訳は、全てその他特定財源です。

7ページをお願いします。概要説明書は8ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、共済等負担率変更による職員給与等繰入金の増額です。

8ページをお願いします。3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。同じく共済等負担率変更による一般職人件費の増額です。

9ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、ご確認ください。議案第45号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）及び、議案第47号、令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第46号について説明します。

令和7年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,109万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

2 ページです。第1表 歳入歳出予算補正。款について読み上げます。
歳入。款、繰入金。補正前の額に4万5千円を追加し、1,411万8千円。
歳入合計。補正前の額に4万5千円を追加し、4,109万6千円。

3 ページです。
歳出。款、訪問看護事業費。補正前の額に4万5千円を追加し、4,089万6千円。
歳出合計。補正前の額に4万5千円を追加し、4,109万6千円。

次のページから事項別明細書です。

5 ページ、1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、次の6 ページ、歳出。歳出合計の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

7 ページ、2. 歳入です。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金につきましては、歳出の増により不足する額を一般会計から繰り入れるものです。

8 ページ、3 歳出です。款、項、目、訪問看護事業費です。一般職人件費、訪問看護経常管理費は、人事異動などによる正規職員、会計年度任用職員の人件費の補正となります。

9 ページからの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧いただきたいと思います。議案第46号は以上になります。

続いて、議案第47号を説明します。

第1条 令和7年度飯南町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に16万3千円を追加し、10億3,975万7千円。第2項、医業外収益。既決予定額に16万3千円を追加し、2億9,698万3千円。

支出。第1款、病院事業費用。既決予定額に2,997万4千円を追加し、12億2,794万1千円。第1項、医業費用。既決予定額に2,997万4千円を追加し、12億1,811万4千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,672万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額756万円と過年度分損益勘定留保資金3,916万3千円で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に4,800万円を追加し、1億8,048万7千円。第1項、企業債。既決予定額に4,800万円を追加し、7,740万円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に4,801万9千円を追加し、2億2,721万円。

第1項、建設改良費。既決予定額に4,801万9千円を追加し、8,317万1千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。変更です。起債の目的、施設整備事業、医療機器等整備事業です。変更前の限度額に4,800万円を追加し、変更後の限度額7,740万円です。起債の方法、利率、償還の方法については補正前に同じです。

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額に1,837万3千円を追加し、7億1,510万円。

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分に次のとおり追加する。

(1) 取得する資産。種類、建物。名称、正面玄関周辺改修工事。数量は一式です。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次のページから実施計画書になります。目について読み上げます。

1. 収益的収入及び支出。目、その他医業外収益。既決予定額に16万3千円を追加し、808万5千円。

支出。目、給与費。既決予定額に1,837万3千円を追加し7億1,510万円。

目、経費。既決予定額に1,076万8千円を追加し、2億5,529万1千円。

目、減価償却費。既決予定額に83万3千円を追加し、1億2,379万9千円。

次のページに資本的収入及び支出です。

収入。目、企業債。既決予定額に4,800万円を追加し、7,740万円。

支出。目、建物整備費。既決予定額に4,801万9千円を追加し、4,928万4千円。

5ページから明細書になります。

1. 資本的収入及び支出。収入です。

目、その他医業外収益は、後ほど支出のほうで説明いたします、派遣看護師が使用する病院職員住宅について、光熱水費を光熱費の実費を負担いただくものを計上しております。

6ページ、支出です。

目、給与費は、新規採用、人事異動による正規職員、会計年度任用職員の人件費の補正です。

目、経費の委託料については、人材紹介会社から看護師紹介についての紹介料、これが一つと、二つ目が、夜勤看護師の不足を補うための派遣看護師についての派遣費用を計上しています。

雑費については、病院公用車2台のNHK受信料を計上しております。

目、減価償却費は資本的支出に補正を計上しています、施設整備に係る減価償却費を計上しています。

7 ページに、資本的収入及び支出です。

収入の目、企業債については、支出のほうで説明いたします、施設整備に係るものになります。

支出、目、建物整備費については前年度に設計をしておりまして、自動ドアや通路屋根などの病院正面玄関周辺の整備と、それと、医師住宅ですね、平成9年に整備したものですけども、こちらの老朽化の改修にかかる費用を計上しています。

8 ページ以降は、附属の資料をつけておりますが、説明は省略いたします。

議案第47号の説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第48号、令和7年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）及び、議案第49号、令和7年度飯南町下水道事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第48号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用。既決予定額から168万5千円を減額し、2億5,583万9千円。第1項、営業費用。既決予定額から168万5千円を減額し、2億3,931万9千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,444万7千円は、当年度消費税および地方消費税資本的収支調整額1,100万9千円、過年度損益勘定留保資金343万8千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から168万5千円を減額し、2億9,809万6千円。第5項、一般会計出資金。既決予定額から168万5千円を減額し、9,499万7千円。

次に2ページです。第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額から168万5千円を減額し、1,642万5千円。

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,016万2千円に改める。

令和7年6月3日 提出。飯南町長。

次に3ページ、実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。支出。目、総係費。既決予定額から168万5千円を減額し、1,642万5

千円。

2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金。既決予定額から、168万5千円を減額し、9,499万7千円。

次に4ページ、明細書です。概要説明資料は12ページです。

1. 収益的支出。支出につきましては、人事異動に伴います総係費の減額です。

次に5ページ、資本的収入です。収入は、人事異動による総係費減に伴います一般会計からの出資金の減額補正です。

次の6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第48号の説明は以上です。

続いて議案第49号について説明します。

第1条 令和7年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、下水道事業費用。既決予定額に382万6千円を追加し、3億2,082万9千円。第1項、営業費用。既決予定額に382万6千円を追加し、2億9,524万円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額407万7千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額407万7千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に382万6千円を追加し、2億6,439万1千円。第1項、企業債。既決予定額に40万円を追加し、1億6,280万円。第5項、一般会計出資金。既決予定額に342万6千円を追加し、6,907万2千円。

次に、2ページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。限度額の変更です。起債の目的、資本費平準化。変更前の限度額に40万円を追加し、変更後の限度額1億1,040万円です。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1. 総係費。既決予定額に382万6千円を追加し、1,068万円。

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計補助を受ける金額を5,618万4千円に改める。

令和7年6月3日 提出、飯南町長。

次に3ページ実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。支出。目、総係費。既決予定額に382万6千円を追加し、1,068万円。

2. 資本的収入。収入。目、企業債。既決予定額に40万円を追加し、1億6,280万円。

目、一般会計出資金。既決予定額に342万6千円を追加し、6,907万2千円。

次に4ページ、明細書です。概要説明資料は14ページです。

1. 収益的支出。支出は、人事異動に伴います総係費の増額です。

次に5ページ、資本的収入。収入は、人事異動に伴う総係費の増に伴います資本費平準化債の発行可能額の増額と、一般会計からの出資金の増額です。

次に6ページ、予定キャッシュフロー計算書以降の付属資料につきましては、ご覧ください。議案第49号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前 11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、提案理由の説明を行います。

発委第2号、飯南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び発委第3号、飯南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、2番、伊藤好晴議員。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。

発委第2号を説明します。

飯南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

飯南町議会会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）の一部を改正する規則を、飯南町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月3日、提出者、議会運営委員会委員長 伊藤好晴。

飯南町議会議長、早樋徹雄様。

次ページに、規則文をのせてますが、これを省略させてもらって、4ページの説明資料について、説明します。

飯南町議会会議規則の一部を改正する規則。

1 提案理由であります。地方自治法の改正による標準町村議会会議規則の一部改正に伴って、所要の改正を行うものであります。

2 改正条例の概要。(1) 第9条関係(会議時間の変更)第3項を新設し、会議外においては、災害など、緊急を要し、特に必要と議長が認めるときには、専権で会議時間を変更できることとしました。

(2) 第103条関係、議場への携行品であります。身障者保護の観点から、「つえ」の禁止を削除しております。現代の生活様式の変化に鑑み、「写真機及び録音機の類」の禁止を削除しました。病気のための器具の携行を許可制から届出制に変更しております。

さらに、古い用語を現在の法令で使用されている用語に改めております。「外とう、襟巻、かさ」これを「コート、マフラー、傘」のように、改めています。

(3) 第32条、第85条、第101条の2、第129条の2、第129条の3関係、議会文書のデジタル化であります。議会の文書を電子データで作成・配信・保存するための改正であります。

3 施行期日は公布の日としております。

5 ページ以降に新旧対照表をつけておりますので、これはご覧ください。

発委第2号については以上であります。

次に、発委第3号であります。

飯南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

飯南町議会委員会条例(平成17年飯南町条例第161号)の一部を改正する条例を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項及び第7項並びに飯南町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年6月3日、提出者、議会運営委員会委員長 伊藤好晴。飯南町議会議長 早樋徹雄様。

次ページに条例文をのせていますが、この朗読は省略しまして、3ページの説明資料で説明します。

飯南町議会委員会条例の一部を改正する条例。

1 提案理由であります。地方自治法の改正による標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

2 改正条例の概要。第22条、第26条、第27条関係。委員会の文書を電子データで作成・保存するための改正であります。

3 施行期日は公布の日としております。

4 ページ以降、新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。発委第3号について説明は以上でございます。

○議長(早樋 徹雄) 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

日程第7 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、これより質疑を行います。

はじめに、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第2号、令和6年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第3号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第4号、令和6年度飯南町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第5号、令和6年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飯南町一般会計補正予算（第10号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋英次議員。

○5 番（高橋 英次） はい。5 番。

財産収入 12 ページですか。この立木売払収入、これはどこの立木の販売でしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

5 番、高橋議員の質問に対してお答えいたします。

令和 6 年度、立木売払収入ですが、飯石森林組合等、いろんなところで伐採を行っております。伐採箇所は保賀奥、保賀奥の町有林、それから吉ヶ口町有林、そのほか、国道 184 号線地区における立木収入等 6 か所の立木の収入でございます。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 5 号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、飯南町人・農地プラン検討会設置条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 39 号、財産（堆肥運搬車両）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部誠也議員。

○6 番（安部 誠也） はい。6 番。

落札金額に対して、消費税相当額がちょっと 10%でないんですけど、83 万っていうのはこれは、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 6 番、安部議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

6 番、安部議員の質問についてお答えします。

この消費税額 10%になってないところですが、諸費用の中で消費税がかからないものも入っております。そこが入っておりますので 10%になってないところがございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、財産（マニアスプレッダ）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、財産（町営バス車両）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 42 号、財産（頓原中学校スクールバス）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 43 号、財産（学習者用コンピュータ）の取得についてを議題として質疑

を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。7 番。

すいません。特に 43 号についての質疑ということでございせんけども、今回 38 号から 43 号まで 6 件の財産取得ありますけども、正しいとか正しくないとかわかりませんが、仮契約書に最初の消防軽積載車の仮契約書に印紙が貼ってあり、あとの 5 件については印紙が貼ってありませんけども、何かその違いがあるんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。議案第

議案第 38 号の契約書について印紙が貼ってあることについてご質問いただきました。通常物品売買契約書ですと印紙のほうは不要となっておりますけども、今回の消防の軽積載車につきましては、車に消防関係の装備をするということで、別途加工が必要ということになっておりますので、こういったものにつきましては印紙が必要ということで、議案 38 号の契約書には印紙が貼ってあるという状況でございます。

請負契約というような感じになりますので。契約としては中身が。物品売買契約ですけども契約の中身的には請負契約ということで、印紙のほう貼っています。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

260 台の更新ということで聞いておりますが、議運で一応前もって説明を受けたときには、これは学校で 260 台を保管しておくという説明もございましたが、この 260 台の今後の処分について、ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

ご質問いただきました。

タブレットの購入後、現在使っているタブレットの処分についてはというご質問かと

思いますけれども、今回購入する I P A D につきまして、納入後使用が可能になると想定しておりますのが、令和 8 年 4 月からというふうに考えておりまして、処分については、来年度のところで実施したいと思っております。

現在のところ、こうするという方針は決まっておりますけれども、タブレットにある情報というのが非常に取扱いを注意するものですので、国県などの指針に従いまして、こうしたところを確実に消去をした上での処分を考えているところです。

また、国の方針では、個人に対する町からの中古品の売買ということは想定しておりませんので、適切な事業者にデータを消去お願いして、それを買っていただくというようなところも考えているところでございます。以上です。

○5 番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、高橋議員。

○5 番（高橋 英次） はい。

データを処分して業者に引き取ってもらうという話でした。

一般の個人には売買できないということですが、町内の保育所年長者、昔でいう白組さんですが、1 年たてば学校へ入るわけですが、そういう園児たちに、何らか前もって準備というかタブレットを持って遊んでいただくというか、慣れ親しんでいくために利用できるということも不可能なんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○教育次長（石飛 幹祐） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 石飛教育次長。

○教育次長（石飛 幹祐） 番外。

この中古のタブレットにつきましては、教育関係の施設ですとか、そのほか学校で予備として保管しておくというようなことは認められております。

先ほど高橋議員が言われた、保育所での使用については、その基準というものがまだはっきり決まっていないところかと思いますが、そういった使用の方法もあるというご提案いただきましたので、検討していきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 44 号、令和 7 年度飯南町一般会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。

はじめに、歳入について質疑はありませんか。

続いて、歳出について質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員。

○7 番（景山 登美男） はい。7 番。

予算書のページが間に合っておりませんけども、農業用施設雪害復旧対策支援事業なんですけども、町長の行政報告の中で、被害が確か6ハウスで、そのうちここでは一つのハウスだけ復旧を希望されているということで、予算計上ということでしたけども、残りのハウスというのは、もう、その本人さんが、復旧してまでやる気がないというか、そういう状況なんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○産業振興課長（深石 尚志） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 深石産業振興課長。

○産業振興課長（深石 尚志） 番外。

7 番、景山議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長の行政報告の中で、ハウス6件中1件ということで報告をいたしました。1件以外の5件につきましては、高齢ということもあり、本人負担額が3分の1かかるということもあり、今回はハウスを直さないということで報告を受けております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、令和7年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、令和7年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号、令和7年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員。

○8 番（安部 丘） 8 番。はい。

支出で、6 ページになります。病院事業費のうちの経費の委託料というところで、今回初めて看護婦士の人材紹介コンサルティングを使われて、活用ということになっておりますが、費用のちょっと内訳がはっきりしないので教えていただければと思います。

まずコンサルティング料がいくらかということと、それから看護師が何名で何か月、という計算でこのような金額になってるかを、ご説明いただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。

8 番議員からのご質問にお答えします。

コンサルティング料と派遣費用、これまた別々のものでして、コンサルティング費用につきましては約 160 万円となります。残りが、派遣看護師の委託料と費用となりますけれども、11 か月分を計上しております。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、令和 7 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、令和 7 年度飯南町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発委第 2 号、飯南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題として質疑を行います。

伊藤議会運営委員会委員長は発言席へお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、発委第3号、飯南町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

なお、この発委第2号及び発委第3号につきましては、委員会付託を行わず、最終日に討論、採決とさせていただきます。

日程第8 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、承認第2号、議案第38号、議案第41号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、以上6議案。

教育経済常任委員会は、承認第4号、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第42号、議案第43号、議案第48号、議案第49号、以上8議案。

予算特別委員会は、承認第3号、議案第44号、以上2議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。以上で、委員会付託を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 暫時休憩をいたします。

午後 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 3 2 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第 9 教育環境基本計画検討特別委員会付託事項の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 9、教育環境基本計画検討特別委員会付託事項の報告を議題といたします。

委員長報告は発言席でお願いいたします。教育環境基本計画検討特別委員会委員長の報告を求めます。

4 番、内藤眞一教育環境基本計画検討特別委員会委員長。

○教育環境基本計画検討特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 4 番、内藤委員長。

○教育環境基本計画検討特別委員会委員長（内藤 眞一） はい。

それでは、特別委員会の報告をさせていただきます。

令和 7 年 6 月 3 日。飯南町議会議長 早樋徹雄様。教育環境基本計画検討特別委員会委員長 内藤眞一。「教育環境基本計画（素案）」調査・審査報告書」

「教育環境基本計画（素案）」（以下「素案」という）について調査・審査し意見を取りまとめたので報告する。

まず、教育環境基本方針（答申）（以下「答申」という）について検討委員会の作野委員長をはじめ委員の皆様には、基本方針策定にご尽力をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

これを受けた教育環境基本計画策定においては、先般、教育委員会から示された素案では、特に中学校の再編においては住民の混乱と不満を招き今後の町づくりへの影響も避けられないことから、議会としても素案の段階で意見を述べる必要があると判断し、令和 7 年第 2 回飯南町議会定例会にて教育環境基本計画検討特別委員会（以下「特別委員会」という）を設置し調査・審査を付託することを議決した。

特別委員会において令和 7 年 4 月 3 日から 5 月 22 日まで 5 回にわたり、付託された素案の調査・審査を実施した。

審査意見を以下の通り報告する。

記

1. 審査意見

(ア) 小学校について

答申では適正規模と配置の理念として『「地域ぐるみで育てる教育環境」を本町の適正規模の理念とし、可能な限り小学校を存続する。ただし、全校児童数15人未満かつ3学級以下となる場合が一定期間続く小学校は、再編も含め、その在り方を検討する。再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況を十分配慮して検討する』とされている。

素案は答申に沿ったものであるが、令和5年度、6年度の出生者数が減少している現実があることから、次の通り項目を追加し特別委員会の意見とする。

(1) 赤名、来島、頓原小学校については、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続する。

令和12年度、13年度の新入学児童数はいずれも20人を切る厳しい状況がある。今後の小学校の在り方を（1校も視野に）研究する。

(2) 志々小学校については、児童数の減少と学校施設などの状況をもとに、保護者や地域と十分に協議し、頓原小学校への統合を検討する。

(イ) 中学校について

答申では適正規模と配置の理念として『「学校集団で育てる教育環境」を本町の適正規模の理念とし、学校集団による人格形成と、中高の連携を考慮しつつ再編を検討する。なお、再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況を十分配慮して検討する。再編する場合は、保小中高一貫教育など飯南町ならではの魅力ある教育をより一層強化できるような場所を検討する』とされている。

素案では令和10年度までに再編し、頓原中学校校舎の使用を検討するとされたが、このことが答申の理念を検討されたとは言えず、あまりにも短絡的であると懸念する。

こうしたことから特別委員会としては次の通りの意見とする。

(1) 飯南町ならではの魅力ある教育を一層強化するため、中学校再編にあたっては新設を基本とする。但し、新設までの間にあって再編の必要性が生じた場合は、赤来中学校、頓原中学校のいずれかの校舎を当分の間、使用する。

これらの検討にあたっては客観性を確保する観点から、再編検討委員会等を設け十分議論し決定していく。

(2) 素案の比較欄にはいささか理解し難い点もあり、町長部局との内部協議が十分なされたのか疑問がある。このことは定住対策、子育て支援、交通対策など町づくりにも大きな影響があると考え。十分な協議を望む。

2. その他の事項

素案に示されている児童生徒数について令和6年2月時点とされているが、令和7年4月時点の数字について早急に示し、追記されたい。

このほか特別委員会で出された意見は別紙の通りである。以上。

別紙について報告します。別紙。令和7年6月3日。教育環境基本計画検討特別委員会委員長 内藤眞一。

教育環境基本計画検討特別委員会が出た主な意見（参考）

令和7年第2回飯南町議会定例会において本委員会に付託された「教育環境基本計画（素案）」について、令和7年4月3日から5月22日まで5回にわたり、調査・審査を実施した。

教育環境基本計画検討特別委員会が出た主な意見は次の通りであった。

記

1. 主な意見

（ア）基本計画の策定手順に問題があった。教育委員会だけで進めず、色々な形色々な協議を経るべきだった。検討の積み上げができていない。

基本計画（素案）は一旦撤回すべき。

（イ）基本計画（素案）が示してから成案（6月予定）とするまでが、あまりにも性急過ぎる。6月の成案は撤回すべき。

（ウ）基本計画に再編の結論まで記載するのは行き過ぎ。教育環境基本方針（答申）を受け町がどうするかを示すのが基本計画だと考える。

示すとしたら新校舎建設、頓原中学校使用、赤来中学校使用の3案を示すに留め、基本計画の後に検討すべき。

（エ）近年の出生者数から類推すると小学校の再編もそう遠くはないのではないかと。新校舎建設をするにあたっては、飯南町ならではの魅力化のひとつとして小中一貫学校も視野に検討した方がよい。

（オ）子どもたちに、より良い教育環境をどうやってつくっていくかが重要で、銭金が必要な判断材料となつてはならない。計画にある他の事業をやめてでも教育環境を優先すべきではないか。

（カ）新町建設時の申し合わせ事項では、『頓原地区は「医療福祉拠点」、志々地区は「観光交流拠点」、来島地区は「教育拠点」、赤名地区は「一般行政拠点」としており多くの町民は承知している。それに沿って町政を進めてきたので大きなもめ事なく運営されてきた。それを覆して進めるならば理由を明確にしなければならない。混乱と不満を招き今後の町づくりにも影響は非常に大きい。

（キ）志々小学校の児童数は、教育環境基本方針（答申）が示す再編の要件を満たしており、頓原小学校との統合について地域を巻き込んだ議論を進めるべき。統合までの

安全対策として志々小学校校舎の補強工事は早急に着手すべき。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで、教育環境基本計画検討特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお帰りください。

お諮りいたします。

ただいまの特別委員長の報告については、当議会としてこれを了承することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

よって、ただいまの特別委員長の報告について、当議会としてこれを了承することに決しました。

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会をいたします。

なお、4日と5日は休会とし、本会議の再開は6日午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いします。一般質問されない方は、その旨ご報告をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

午後1時45分 散会
